

## 熱海土石流災害から1年



7月3日で、熱海土石流災害の発生から一年を迎えました。改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福と行方不明者の早期発見をお祈り申し上げるとともに、現在も不自由な生活を強いられている被災者の皆様にお見舞い申し上げます。

関連死1名を含め27名もの死者を出し、今なお1名が行方不明者となっている未曾有の災害は、違法な盛土が長年にわたり放置されてきた結果、引き起こされたものと私は認識しております。

### ・なぜ違法な盛土が放置されてきたのか

① 近隣の都県で盛土に対する規制が厳しくなったため、規制が緩い静岡県に他県の廃土が持ち込まれるようになった。この7月1日から新たな「静岡県盛土等の規制に関する条例」が施行されている。以前の「土採取等規制条例」では最大20万円の罰金にとどまっていたため、「そのくらいで済むなら、やった方が得」ということになっていた。



会派プロジェクトの現地視察

② 県と熱海市との連携、また、県の中でも関係部署間の連携がうまく取れていなかった。今回の災害検証作業では、県と熱海市が責任の所在について自分にはないと相互に言い合っている状況に陥ったため、災害が発生するまでの対応、および災害後の対応についてもたらい回し状態になってしまった。また、県の中でも盛土の規制を行う際に、林地開発許可を所管する農林事務所と県土採取等規制条例を市に助言する土木事務所の連携が取れていなかった事も否めない。残念なことに、昨年現地視察に行った議員の前で双方の担当者が口論する場面があったということも聞いている。

③ 国レベルの規制に関する法律が未整備だった。

## ・ 議会会派の動き

今年度、議会会派で組織した「熱海市伊豆山地区土石流災害における静岡県行政対応検証プロジェクトチーム」と「危機管理くらし環境委員会」の立場で、この問題に関わることになり、「発生までの経緯の検証」と「今後の災害防止に向けての取り組み」の二つの側面から取り組むこととなります。ただし、被害者サイドが静岡県と熱海市を相手取って訴訟を起こすこととなり、経緯の検証とそれに基づく責任問題の所在については、法廷の場に委ねられる方向となったため、県議会の立場で重視すべきなのは、「災害防止」に向けての取り組みであると考えています。



会派プロジェクトの事情聴取

## ・ 違法な盛土に対する私の考え

今回の熱海土石流災害は、確かに災害という要素はありますが、原因となった違法な盛土については明らかに犯罪です。

2007年4月から2008年8月にかけて、農林事務所が1haを超える違法な森林の開発に対して、森林法の林地開発許可違反で行政指導を行い、行為者に復旧工事を行わせ違反は解消しましたが、熱海市は、その後の度重なる要求を明確に拒むことができず、なし崩し的に違法な盛土を許すこととなりました。悪質な業者の執拗かつ巧妙、そして威圧的な攻撃に抗しきれなかった結果ともとらえております。

## ・ 今後の対策

- ① 災害後、国では宅地造成等規制法を改正して「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」を5月27日に公布し、包括的な盛土規制に乗り出した。（施行は公布から1年以内）。
- ② 県では、「静岡県盛土等の規制に関する条例」を7月から施行したほか、4月からはくらし・環境部内に盛土対策課を置き、難波前副知事を担当の理事として、対応する組織の充実に努めている。さらに、6月の県議会では、関連部署が参加する「静岡県盛土等対策会議」の設置が発表され、会の座長に新たに副知事となった森貴志氏が就任した。

## ・ さいごに

このように、熱海と同じような被害を出さない目的で、盛土規制は制度的に一定の前進を見ました。しかし、忘れてはいけないのは、相手が暴力的な不当行為で訴える場合があるということです。私は、こういう問題に対応するには早い段階での警察の関与が非常に重要であると考え、この点について6月議会の危機管理くらし環境委員会において指摘しました。これに対して、難波理事からは、「大変重要なポイントであり、監視体制の中に警察にも入ってもらっているので、初動の段階で断固たる措置をとるよう徹底していきたい」との答弁がありました。



危機管理くらし環境委員会室前にて

昨年度行われた盛土総点検では、全国で1,089か所、県内でも193か所の問題ありとされる盛土が報告されており、中には廃棄物が混ざっているものもあつたようです。これは、我々の身近でも起こりうることであり、熱海で起きたことは決して他人ごとではありません。我々一人ひとりが、こうした問題に対して意識や備えを持つ必要があると思います。

また、新条例は盛土の構造基準に加え土砂基準を規定しました。そのため、残土処分をしようとする建設業者の方々から、調査が煩雑でかつ許可申請書類が多くて大変との苦情が寄せられており、大変になった許可申請も生活環境の保全の観点から重要であると感じていますが、今回は、あのような大きな災害が起きた後なので、規制が強くなりすぎるのもやむを得ないと思います。これについては、今後、条例施行後の経過を注視していきたいと思っています。



危機管理くらし環境委員会での質疑

## \*お知らせ

今年度の私の議会質問が9月28日午後3時40分頃からになりました（安倍元首相の国葬の関係で変更になる可能性があります）。内容は現在検討中です。インターネット中継がありますので、ぜひご覧ください。

みなさまのご意見ご要望をお寄せください。



### 河原崎きよし プロフィール

#### （略歴）

- 昭和39年2月 島田市生まれ
- 市内公立小中学校、藤枝東高校、早稲田大学政治経済学部を卒業
- 大石千八代議士秘書を経て、平成9年4月島田市議会議員初当選
- 平成27年4月静岡県議会議員に初当選

#### （所属）

- 日本防災士会地方議員連絡会副会長
- 全国災害ボランティア議員連盟理事
- ふじのくに災害ボランティアコーディネーター
- 日本自治創造学会・構想日本会員
- 志太榛原小笠地区綱引連盟会長
- 志太榛原バスケットボール協会副会長
- 島田市バスケットボール協会会長

### 連絡先

#### （事務所）

〒427-0053  
静岡県島田市御飯屋町 8855-2  
**TEL : 0547-36-5700**  
**FAX : 0547-36-5705**  
E-mail : kawarazaki@thn.ne.jp